

事務連絡  
令和4年2月10日

正会員 各位

公益社団法人全国産業資源循環連合会  
専務理事 森谷 賢  
(公印省略)

物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行許可制度の創設及び  
大型車両の運行適正化に向けた法令順守並びに安全運送の確保に向けた取組について  
(周知依頼)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省から特殊車両の新たな通行制度の創設について別添1及び2により周知依頼がありました。

特殊車両通行許可制度(特車通行許可制度)とは、大型トレーラーなど一般的制限値(重量・寸法)を超える車両が道路を通行する場合は、道路法に基づく通行許可が必要な制度です。詳細は別添3をご参照ください。

当該制度は、申請件数が直近5年間で約2倍まで増加したことに伴い、審査日数が約1か月を要するなど、様々な課題に直面しているとのことから、従来の許可申請手続きに加えて、新たに通行が可能な経路をオンラインで即時に確認し、通行できる制度が創設され、本年4月から導入されるものです。詳細は別添2及び国土交通省ホームページをご参照ください([https://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_001514.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001514.html))。

各正会員におかれましては、特殊車両を所有されている傘下会員等へ周知くださいますよう、お願いいたします。

なお、大型車両の通行適正化に向けた法令順守等についても周知依頼がございました。各正会員の傘下会員等においては、過積載等の法令違反となる要求に応じることはないとは存じますが、改めての注意喚起をお願いいたします。

(担当：調査部 日浦、香川)

別添資料

別添1 令和4年1月28日発 国道交第66号.pdf

別添2 【参考】新制度概要資料.pdf

別添3 特殊車両通行許可制度.pdf

※ 国土交通省からの周知依頼文書は別添1及び2のみです。別添3は参考のため添付いたしました。